中日新聞

2015年(平成27年)8月19日(水曜日)　西三河　12

広告

知って得する税の寺子屋

企画・制作　中日通　☎052(979)1600

Q 期末に利益が多額に計上されそうなので、最終月だけ役員報酬を増額しようと思いますが、問題ありますでしょうか？

A 会社が支払う役員報酬の対象者は、取締役と監査役です。この役員報酬は、その報酬の額を株主総会の決議で定めることになっています。株主が会社の経営や会計処理などの適否を株主総会で決めた報酬額で取締役等に委任します。この報酬額は年俸で定めますが、実際の支払は、通常この年俸を12で除した金額を毎月支払います。

法人税法では、この毎月支払われる定額の報酬額(定期同額)を役員報酬として、会社の必要経費に認めています。一方、取締役は経営方針を自由に決定でき、質問のように、決算で多額の利益が予想されるときは、自分自身に対する役員報酬を増額したり賞与を支給することも容易に決定できてしまいます。そのためこのような取締役の都合による役員報酬の増額を認めると、会社の利益額や納税する法人税等に多大な影響が出て課税の公平が保てませんので、このような役員報酬の増額や賞与は役員賞与といい会社の必要経費には認められていません。そして、この役員賞与には源泉所得税が課税されてしまいます。

今回答えて頂いた先生

神谷　研氏
神谷研税理士事務所
(東海税理士会所属)

"赤ひげ事務所"と呼んでください。どんなことでも、「あっそうだ神谷にちょっと相談してみよう。頼んでみよう。」と頼れる身近で"便利な秘書"。「情報の宝庫」。インターネット会計、海外進出支援、他士業ネットワーク、特殊業種や決算予測会計、資産税にも明るい"安心"事務所です。
http://kentax.gr.jp

税理士　神谷　研　●東海税理士会所属
神谷研税理士事務所
安城市三河安城本町2-1-6　レンシンティ三河安城ザ・レジデンス1306号室
☎(0566)77-2099